

資料13の論点において改正案として提案する具体的文言等

2025年4月8日

弁護士 青木佳史

1 843条4項(後見人の選任) 資料13、p39

(提案の趣旨)

後見人の選任にあたって、本人の意見が十分に尊重され、考慮事由とされることを示すために、考慮事項の第一番目に掲げることとする。

(現行)

「4 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無)、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。」

(改正提案)

「4 成年後見人を選任するには、**本人の意見、本人成年被後見人**の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに**本人成年被後見人**との利害関係の有無(成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と本人との利害関係の有無)、~~成年被後見人の意見~~その他一切の事情を考慮しなければならない。」

2 858条(本人意思尊重義務) 資料13、p48

(提案の趣旨)

チーム支援における意思決定支援とともに、後見人等の義務としても、付与された権限にかかる事務について、本人に必要な情報提供をして本人の意思をできるかぎり把握し、それを十分に尊重して職務を行うことを、明示的に規定することで、本人の意思尊重が重要なものとして位置づけられることを示す。

(現行)

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

(改正提案)

「成年後見人は、**本人成年被後見人**の生活、療養看護及び財産の管理に関す

る事務を行うに当たっては、**本人に対し必要な情報提供を行い、本人の意思を把握するように努め、その意思(※意向を含む趣旨)を十分に尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」**

3 862条(後見人の報酬) 資料13、p66

(提案の趣旨)

後見人等の適任者の確保及び事務処理の実効性の確保の見地からは、後見事務の内容や性質、そして担い手の専門性を的確に評価していただくことが、専門職後見人等の担い手確保には重要であり、最高裁の報酬の考え方にも示されているところであるため、これを考慮事項において明示する。また、実務において後見人の資力が考慮されることはないと思われるため、削除する。

(現行)

「家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。」

(改正提案)

「家庭裁判所は、**後見人及び本人**の資力、**事務の内容及び性質、後見人の専門性**その他の事情によって、**本人**の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる。」

4 本人の同意に関する乙1案(資料13, p4)の整理提案

(提案の趣旨)

乙1案の意見としては、本人の請求又は同意があることを原則とし、本人に同意能力がない場合には、高度な必要性がある場合には、代理権、同意権・取消権を付与するものであり、かつ、代理権と同意権・取消権では、高度な必要性のレベルを異なるとする意見であり、本人に同意能力がある場合には、原則どおりとするものであるので、意見の趣旨にそった文言に整理をする。

(乙1案の整理案)

本人以外の者の請求により、(保護を開始する旨の審判、)保護者に代理権を付与する旨の審判及び保護者の同意を要する旨の審判〔並びに特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕をするには、本人の同意がなければならないものとする。

ただし、保護者に代理権を付与する旨の審判については、本人に有効な同意をする能力がない場合で、かつ、〔本人の生命・身体・財産・生活に著しい不利益があ

る場合〕は、また、保護者の同意を要する旨の審判〔並びに特定の法律行為を取り消すことができる旨の審判〕については、本人に有効な同意をする能力がない場合で、かつ、〔本人の生命・身体・財産・生活に重大な影響が生じるおそれがある場合〕は、この限りでないものとする。

5 期間に関する乙案（資料13, p34）の一部修正もしくは乙2案の提案 （提案の趣旨）

有効期間を定めるという案においても、保護の必要性が継続している場合に、期間の到来によって当然に終了してしまう不都合を回避するための方策はセットで議論をしていたところと思われる。したがって、乙案の紹介の仕方としては、更新にかかる手続の定めも案の一部としていただかなければ、丙案との対比で誤解をまねくおそれがある。なお、部会の中で、そうした回避措置は不要とする案もあるのであれば、乙1案、乙2案と分けて提示していただくことも考えられる。

（乙の一部修正案）

【乙案】

- ① 保護者に代理権を付与する旨の審判をする場合には、家庭裁判所は、保護者が代理権を有する期間を定めなければならないものとする。
- ② 保護者の同意を要する旨の審判をする場合には、家庭裁判所は、保護者の同意を要する期間を定めなければならないものとする。
- ③ 保護者を選任する審判をする場合には、家庭裁判所は、その任期を定めなければならないものとする。
- ④ 保護者又は本人は、上記の各期間が満了する前の一定期間までに、家庭裁判所に対し、当該法定後見の要件の存在の報告をしなければならない旨及び更新の申立てをすることができる旨の規律を設けるものとする。

（注1）期間を定めることを必要的とせず、裁判所の裁量によって定めることができるものとする考え方がある。

（注2）期間については、家庭裁判所の裁量に委ねる考え方、上限を法定した上でその範囲で家庭裁判所の裁量に委ねる考え方がある。

（注3）期間満了時に、④の報告がない場合について、職権で法定後見を暫定的に継続し、その間に更新の有無につき調査する手続を設けるものとする考え方がある。

以 上